

令和7年度 富士見市協働事業提案制度

提案型協働事業 アイデア提案 募集要領

みんなのまち、みんなで創ろう！



令和4年度採択事業
世界が広がる！学校では教えてく
れない授業

募集期間

【提案型協働事業】

事前相談：9月1日（月）～10月31日（金）

【アイデア提案】随時

富士見市 協働推進課

1. 制度の目的

この制度は、地域における公共的な課題の解決と、市民満足度の向上を目的とし、市民の皆さんと市が提案・計画段階から協議を行い、協働で事業に取り組むものです。

2. 募集する提案の区分

募集する提案は、「提案型協働事業」です。

※ 同時に、「アイデア提案」を募集しています。くわしくは、「5. アイデア提案」の章をご覧ください。

「提案型協働事業」とは

提案者が、市と協働により市内で実施する、公益的な事業を自由に企画・提案します。

令和7年度は提案を募集し、採択された事業は令和8年度に実施します。

これまで採択した協働事業

提案年度	事業の名称	提案者
平成 27	すわの森環境保全事業	すわ・氷川森の会
平成 27	コスモス育成活動事業	コスモスの会ふじみ
平成 28	マタニティコンサート&産後ケア講座（仮）	ムジカベベ0歳からの音楽会
平成 29	野良猫の不妊手術事業	富士見さくらねこ応援団
平成 29	座敷ぼうき製作技能伝承者の育成事業	難波田城いきものがかり
平成 29	たんぼラグビー & 出張タグラグビー体験会	スクラム富士見
平成 29	ペット動物災害対策事業	彩の国動物愛護推進員ちーむ富士見
平成 30	富士見ぞう列車がやってきたコンサート	富士見みんなプロジェクト
平成 30	ミニ鉄道運転会40周年記念車両製作	富士見市ミニ鉄道クラブ富士見部会
令和元	みずほ台駅開設の日をみんなで祝う「みずほ台の日」	みずほ台の日実行委員会
令和 4	※こども対話カフェ（こども対象哲学カフェ）	対話カフェつむぎ
令和 4	※世界が広がる！学校では教えてくれない国旗の授業	富士見三芳稲門会
令和 5	※傾聴ボランティア養成研修	傾聴ボランティアやまがき



※の事業については、複数回提案により、令和7年度についても採択されました。

3. 提案型協働事業

令和8年4月から令和9年2月までに実施する公益的な事業を、企画・提案してください。

提案型協働事業の要件

次の要件をすべて満たす事業を対象とします。

- ① 市内で実施される公共的または公益的な事業であって、地域課題の解決または地域の活性化を図ることができるものであること
- ② 具体的な効果及び成果を期待することができること
- ③ 市民と市の役割分担が明確かつ妥当で、協働で実施することにより相乗効果を期待することができること
- ④ 提案した団体などが実施することが可能な事業であること

前述の要件にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は対象としません。

- ① 政治、宗教もしくは選挙活動を目的とする事業、または営利を主な目的とする事業
- ② 特定の個人、または法人その他の団体のみが利益を受ける事業
- ③ 施設などの建設、または整備を目的とする事業
- ④ 市の実施している既存の制度で対応できる事業
- ⑤ 法令または公序良俗に反し、または反するおそれのある事業
- ⑥ 他の採択協働事業と同一の趣旨の事業
- ⑦ 3回以上採択された提案型協働事業

※複数回提案について：提案が採択された団体は、同一趣旨の事業について連続して最大3回まで提案することができます。この場合、プレゼンテーション審査は省略します。ただし隔年での提案はできません。

提案者

次の要件をすべて満たす法人、団体を対象とします。

- ① 法人または3人以上で組織している団体で、その構成員の半数以上が市内に在住、在勤または在学していること
- ② 市内に事務所または事業所を有し、主たる活動場所を市内に置いていること
- ③ 提案型協働事業を主体的かつ的確に遂行することができる体制であること

前述の要件にかかわらず、富士見市協働事業提案制度実施要綱第3条第3項のいずれかに該当する法人、団体は対象としません。

提案方法

①事前相談

●期間：令和7年9月1日（月）～10月31日（金）まで

※提案前に、必ず事前相談を行ってください。

●提出書類

提案を希望する団体は、期間内に「富士見市提案型協働事業概要書（様式第1号）」を協働推進課窓口、または郵送（必着）で提出し、事前相談をしてください。

【郵送先】〒354-8511（住所不要）

富士見市 協働推進課 自治・防犯グループ

②内容確認・担当部署との事前調整

提案内容が要件を満たしている場合は、協働の相手方となる市の担当課との調整を行います。

●期間：11月中

③提案

事前調整後、期間内に、下記提出書類を協働推進課窓口、または郵送（必着）で提出してください。

●期間：令和7年12月1日（月）～12月26日（金）

●提出書類

- ① 富士見市提案型協働事業提案書（様式第2号）
- ② 事業計画書（様式第3号）
- ③ 収支予算書（様式第4号）
- ④ 富士見市提案型協働事業提案者自己紹介シート（様式第5号）
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

※ 制度の実施要綱や提案に必要な書類などは、市のホームページからダウンロードできます。



https://www.city.fujimi.saitama.jp/shisei/21kyoudou/kyoudouteian/kyodo_t_eian/index.html

提案の審査について

提案の審査は、提出された書類、プレゼンテーションにより行います。プレゼンテーションは公開で開催し、提案者と市の担当部署が協力して行います。

●公開プレゼンテーション（予定）

日時：令和8年1月22日（木）午後7時から

会場：富士見市立市民総合体育館 多目的室1・2

選考では、次の「審査のポイント」に基づき、採択する事業を決定します。

●審査のポイント

事業の必要性	公共的な課題の解決や地域の活性化などについて、現状を把握し、市民に必要とされている事業である
公益性及び市民サービスの向上	<ul style="list-style-type: none">・成果が不特定多数の市民に波及する・市民サービスの向上につながる
具体性継続発展性	<ul style="list-style-type: none">・事業計画が具体的で実現可能である・予算が適切に積算されている・実施までのスケジュールが適切である
協働の必要性	<ul style="list-style-type: none">・事業提案者と市との役割分担が明確で、相互の特性を活かしている・事業目的達成のための、事業提案者と市の協働の必要性が明確である
発展性	地域課題の解決や地域の活性化の創出が期待できる
事業実施能力	<ul style="list-style-type: none">・事業提案者には、事業実施のために必要な体制等がある・事業提案者には、事業の実施に対する熱意があると認められる

事業への補助金の交付

市の予算の範囲内において、事業の実施に係る経費を補助します。

1回目：上限額 20 万円、2 回目：上限額 15 万円、3 回目上限額 10 万円

●対象となる経費の例

補助対象経費	内 容
報償費	講師や事業協力者への謝礼
旅費	事業の実施に必要な交通費
消耗品費	事業の実施に必要な資料や周知のための用紙代など
燃料費	灯油代
食糧費	講師などの食事代、会議開催時のお茶代
印刷製本費	チラシ、ポスターなどの印刷費用など
役務費	事業の実施に必要な郵便料金、送料、振込手数料、 事業の実施に必要な保険料など
委託料	会場設営委託料
使用料及び賃貸料	会場や機器などの使用料やレンタル料など
原材料費	事業の実施に必要な原料及び材料費
その他これらに類する 経費	補助対象事業の実施上必要な経費で、社会通念上適切で あると認められるもの

●対象外経費の例

- ・打ち上げや個人的な飲食費（弁当、茶菓代など）
- ・参加者の交通費
- ・交際費（慶弔費、差し入れなど）
- ・個人の所有となる物品の購入費
- ・支払ったことが確認できない経費
- ・実施事業に直接かわりのない経費や社会通念上適切でない経費

4. 事業実施と報告

協定書の締結

採択を受けた提案者は、事業の実施にあたり、事業の内容、役割分担、個人情報保護の遵守等について、市と協定を締結します。

補助金の交付申請

採択を受けた提案者は、事業の実施に係る経費の補助金の交付申請をします。

- ① 富士見市採択協働事業補助金交付申請書
- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書
- ④ 富士見市採択協働事業補助金交付請求書

事業の変更・中間報告

採択された事業の内容を変更するときは、提案者は変更承認申請書を提出し、市の承認を受ける必要があります。

また、市は必要に応じて採択された事業の進捗状況について、中間報告書の提出を求めることがあります。

事業実施後の報告・評価

事業完了後、提案者は次の書類を提出し、実施した事業の概要や成果などを報告します。

《事業の完了報告書》

- ① 富士見市採択協働事業完了報告書
- ② 事業報告書
- ③ 収支決算書

《補助金の実績報告書》

- ① 富士見市採択協働事業補助金実績報告書
- ② 事業報告書
- ③ 収支決算書

市は、事業に対して評価を行い、事業概要や成果などとあわせて、市ホームページにて公表します。

5. アイデア提案

提案型協働事業へ転換することを前提として、事業のアイデアを提案してください。市はアイデアを登録し、公表します。一緒に事業を実施する人を探することもできます。

提案者

市内に在住、在勤または在学している個人及び市内に事務所または事業所を有する法人、その他の団体

提案方法

●募集期間：随時募集

●提出書類

提案をする方は、次の書類を協働推進課窓口、または郵送にて提出してください。

- ① 富士見市協働事業提案制度アイデア提案登録申込書（様式第6号）
- ② 富士見市協働事業提案制度アイデア提案書（様式第7号）

※ 提案に必要な書類は、市のホームページからダウンロードできます。



https://www.city.fujimi.saitama.jp/shisei/21kyoudou/kyoudouteian/kyodo_idea/2016-0309-1236-10/index.html

●登録から公表

提案頂いた内容を審査の上、適当と認めた場合、アイデア提案として登録します。登録日から最大3年間、概要を市ホームページに公表します。

登録されているアイデア

登録番号	7
登録日	令和6年1月（令和9年1月まで掲載）
事業名	若者向け生活支援・相談窓口を含んだ居場所作り事業
提案者	個人
登録目的	担い手・団体の募集

協働事業提案制度の流れ

年	月	提案型協働事業	アイデア提案
令和7年	9月1日～ 10月31日	事前相談期間 ※提案前に必ず受けてください	随時募集 内容を確認 登録・公表
	11月	事前調整期間	
	12月1日～ 12月26日	提案期間	
令和8年	1月	プレゼンテーション	
	3月	採択・不採択の決定	
		事業開始に向けた準備	
	4月	協定書の締結 補助金の交付申請 事業の開始	
	* 必要に応じて	中間報告書の提出	
令和9年	2月末まで	完了報告書の提出 補助金実績報告書の提出	
	4月以降	事業の概要や成果、評価の公表	

申請書

(記入例)

富士見市協働事業提案制度に関するお問い合わせ・提案先

富士見市 協働推進課 自治・防犯グループ

電話 049-252-7121

郵送先 〒354-8511（住所不要）

